


監査報告書


令和2年5月14日

学校法人高野山学園
理事会 御中

学校法人高野山学園

監事 吉田 明文  印

監事 片山 弘文  印

監事 村金 弘輝  印

私たちは、学校法人高野山学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以 上

監査報告書

令和2年5月14日

学校法人高野山学園
評議員会 御中

学校法人高野山学園

監事 吉田 明文  印

監事 片山 弘文  印

監事 村主 弘裕  印

私たちは、学校法人高野山学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）を含め、学校法人の業務及び財産に関し監査を行いました。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事からの業務の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務及び財産に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めました。

以上